

特用林産振興総合対策事業（継続）

（前年度：特用林産物振興・新需要創出事業

及びきのこ等生産資材導入円滑化事業）

【平成28年度概算決定額 24,532（25,000）千円】

事業のポイント

きのこ原木等の安定供給体制の構築、安全なきのこの生産に必要な生産資材の導入、新需要創出のための新規用途の開拓などに対して支援します。

<特用林産物を巡る現状>

- ・特用林産物の主要品目であるきのこ類について、食料・農業・農村基本計画における目標値（平成37年度：46万トン）に向けた生産量の増加が必要です。
- ・きのこ類及び山菜類で177市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成27年12月1日現在）。

政策目標

国産きのこ類の生産量（456千トン（平成25年）

→459千トン（平成37年））

<内容>

1. 特用林産物の生産体制の強化

（1）きのこ生産資材の安定供給体制の構築

原木需給情報の収集・分析、原木供給の掘り起こしに資する活用可能なコナラ林の賦存状況の詳細調査、コーディネーターによる情報提供等の促進を支援します。

（2）きのこ生産の維持・回復対策

放射性物質の影響により、新たにきのこの生産に係る資材を導入する場合において、震災前と震災後の導入費の差額を支援します。

2. 特用林産物の新需要創出の促進

特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途の開拓や付加価値の向上など品目別の課題の早期解決を図るための実証的な取組を支援します。

<補助率>

定額、1／2

<事業実施主体>

民間団体、森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

<事業実施期間>

平成25年度～32年度（8年間）

[担当課：林野庁経営課]